

食品に関するリスクコミュニケーション
牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について
～健康と畜牛のBSE検査の廃止～
議 事 録

1. 日時 平成28年7月27日（水） 13:30～15:30

2. 場所 北海道庁別館地下1階大会議室

3. プログラム

(1) 開会

(2) 講演：「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について
～健康と畜牛のBSE検査の廃止～」

食品安全委員会事務局評価第二課長 鋤柄卓夫

(3) 参加者との意見交換

(4) 閉会

4. 出席者

(委員)

食品安全委員会委員 熊谷進

(専門委員)

食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員 八谷如美

(関係省庁)

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部監視安全課係長 川越匡洋

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課課長補佐 菊池栄作

(講演者)

食品安全委員会事務局 評価第二課長 鋤柄卓夫

(司会)

食品安全委員会事務局 リスクコミュニケーション官 箴島 一浩

5. 配布資料

○プログラム・配布資料一覧

○講演資料：「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価
について～健康と畜牛のBSE検査の廃止～」

○参考資料1：牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価

(健康と畜牛のBSE検査の廃止) 評価書案

- 参考資料 2 : 牛海綿状脳症 (BSE) 国内対策の見直しに係る食品健康影響評価 (健康と畜牛のBSE検査の廃止) に関する審議結果 (案) についての意見・情報の募集について
- 参考資料 3 : 牛海綿状脳症 (BSE) 国内対策の見直しに係る食品健康影響評価 (健康と畜牛のBSE検査の廃止) (案) の概要
- 参考資料 4 : 牛海綿状脳症 (BSE) に関する基礎資料
- 参考資料 5 : 「牛海綿状脳症 (BSE) 国内対策の見直しに係る食品健康影響評価 (健康と畜牛のBSE検査の廃止)」(案) に関するQ & A
- 参考資料 6 : プリオン評価書 牛海綿状脳症 (BSE) 国内対策の見直しに係る食品健康影響評価 (健康と畜牛のBSE検査の廃止) (案) の用語解説
- アンケート
- 内閣府食品安全委員会からのお知らせ (ホームページ、メールマガジン、Facebookなどのご案内)

6. 議事内容

○箴島リスクコミュニケーション官 「食品に関するリスクコミュニケーション 牛海綿状脳症 (BSE) 国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について～健康と畜牛のBSE検査の廃止～」を開催いたします。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官の箴島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会に先立ちまして、何点かお知らせがございます。まず初めに、本意見交換会は質疑応答での発言を含めまして、公開で開催いたします。発言者、参加者の皆様の写真及び映像等が配信・報道される可能性がありますことをあらかじめ御了承ください。また、本日は会場内での写真を撮影させていただいております。後ろからの写真となっております。後日、食品安全委員会の季刊誌やFacebookなどに掲載させていただく場合がございますので、御了承いただければと思います。ただし、個人が特定されるような写真は使用いたしませんので、御安心ください。

意見交換会の資料につきましては、会の終了後に食品安全委員会のホームページを通じて公表の予定です。

続きまして、本日配布している資料の確認をお願いいたします。お手元の配布資料一覧と各資料を御確認いただきまして、不足の資料がございましたら、近くの係りにお申し出ください。今お手元ですと、プログラムがついているものの裏に配布資料一覧がございます。最初が本日の資料でございます。そこから参考資料ということで参考資料6まで。アンケート、それから、内閣府食品安全委員会のお知らせというものになってございます。不足等がございましたら、先ほど申しましたように、係りの者にお申しつけいただければ

と思っております。

なお、資料と一緒にお配りしましたアンケート用紙は皆様の御意見などを御記入いただきまして、お帰りの際に会場出口の担当者にお渡しください。

資料はよろしいでしょうか。不足はないですか。

それでは、意見交換会に移ります。昨年、厚生労働省より当委員会に諮問のありました「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（と畜場での健康と畜牛のBSE検査の廃止）」につきまして、食品安全委員会プリオン専門調査会において審議が行われ、このたび食品健康影響評価書案が取りまとめられました。この評価書案につきましては、平成28年7月13日より30日間パブリックコメントを募集しておりますけれども、本日の意見交換会は、より広く関係者の間で意見交換を行い、今回の評価案について理解を深めていただくために行うものです。

本日の会議は御案内のとおり、食品安全委員会と北海道庁との共催になってございます。北海道庁の皆様には会の運営に関しまして、いろいろ御協力をいただいておりますことに、この場を借りまして御礼を申し上げます。

それでは、主催者を代表しまして、北海道農政部、小野食の安全推進局長から御挨拶をいただきたいと思っておりますので、小野局長、よろしく願いいたします。

○小野局長 北海道農政部食の安全推進局長の小野でございます。

本日の食品に関するリスクコミュニケーションにつきましては、食品安全委員会と北海道との共催で開催させていただくことになっております。多くの参加者に御出席いただきまして、感謝を申し上げます。

さて、BSEにつきましては、平成13年9月に北海道で生まれた牛が千葉県でと畜され、そこから我が国で初めてとなりますBSEが確認され、以降、現在に至るまで、道を初め、各県が飼料規制の徹底やSRMの除去など、生産者や関係者がともに対策に取り組んできたところございまして、その成果が今日、我が国がOIEからBSEのリスクを無視できる国、いわゆる清浄国としてのステータスを獲得しております、その後も発生が見られておらず、BSE対策はきちんと機能しているものと考えているところでございます。

本日のリスクコミュニケーションでは、平成25年7月からこれまで実施してきたと畜牛の48か月齢超の検査月齢に対する新たな見直しに関し、食品安全委員会から御説明をいただきます。限られた時間ではございますが、お集まりの皆様からさまざまな御意見をいただき、お互いの理解をより一層深まることを期待しまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○箴島リスクコミュニケーション官 どうもありがとうございました。

それでは、これから説明に移ります。食品安全委員会事務局評価第二課長の鋤柄より、資料に基づき説明をいたします。よろしく願いいたします。

講演：「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について
～健康と畜牛のBSE検査の廃止～」

食品安全委員会事務局評価第二課長 鋤柄卓夫

○鋤柄評価第二課長 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました内閣府食品安全委員会の鋤柄と申します。

本日、リスコミは2時間くらいの予定でございますけれども、まず前半1時間くらいは私のほうから今回の評価案、まだ案でございますけれども、評価案に関するお話と、案だけではなくて、それに至るBSEとは何かということから、これまでどのような対策をしているかといったような一般的なことまでを含めて、私のほうからまず1時間くらいお話をさせていただきたいと思っております。その後、残りの1時間で皆さん方と意見交換会を考えております。

きょうの私の資料でございますけれども、今、映っている資料がお手元にもあると思いますので、もし字が小さかったりする場合はお手元の資料をあわせて御参照ください。

私の声は皆さんによく聞こえていますか。大丈夫ですか。

では、早速でございますが、「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）」について、お話を始めたいと思います。

お話の前に、今、我々が何をやっているのか。どこにいるのか。食品安全委員会は何をやってきたのかということからでございます。今、映っている資料が「食品の安全を確保する仕組み」という資料でございます。皆様方も御承知だと思いますけれども、リスクアナリシスという枠組みでございます。我が国では食品安全基本法が平成15年に公布されましたけれども、この際に我が国の食品の安全を確保する仕組みとして、このリスクアナリシスという仕組みが導入されました。リスクアナリシスというのは、ここにございますリスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション、この3つからなる枠組みでございます。

まず、食品の安全。具体的にいろいろ管理をやっているというのは、この資料の一番下のところに農林水産省、厚生労働省のリスク管理というところがございましてけれども、実際に食品の安全を守る、法律で言うと食品衛生法だとか、農水省で言えば農薬取締法だとか薬事法だとかいろいろな法律があって、その中で例えば、残留基準を決めたり、検査をしたり、こういったような具体的な取組を厚生労働省、農林水産省、各自治体のそれぞれの部局がやっただいていただいているところでございます。こういった具体的な取組というのがリスク管理ということでございます。今般のBSEの対策につきましても、例えば、BSEの検査を行うだとか飼料規制をするといったようなことは、それぞれ農林水産省や厚生労働省が取組をしているということでございます。

厚生労働省、農林水産省がいろいろな対策、食品安全に対する取組の措置を変更しようというときには、この上でございましてけれども、食品安全委員会。私どもでございましてけれども、今こういうような措置を新たに導入したい、ないしは今こういうことをやってい

るけれども、こういうふうに変えたいといったような場合、厚生労働省、農林水産省は食品安全委員会に対して、この措置を変えるということは科学的にはどうなのでしょう、科学的ものの考え方というのを分離して、食品安全委員会で行うという仕組みを取りました。その際に食品安全委員会が行うのがリスク評価ということでございます。今回の話で言えば、健康と畜牛の検査を廃止するということについて、科学的にはどうなのでしょうかということの評価してまとめたというのが今回の評価書案でございます。現在、パブコメを行って、パブコメの中でさらに科学的な知見というものを皆さん方はお持ちではないだろうか。御存じではないだろうか。そういうことを聞いているというのが現在行っているパブコメの内容でございます。

この後、評価書案へのパブコメ等がまいりましたら、その意見を私どもにいただきまして、それを評価書案に反映させて評価書としてまとめる。そのまとめたものを厚生労働省にお返しして、厚生労働省はその科学的な評価に加えて、一番下を書いてございますが、政策的にどうなのか、費用対効果をどうなのか、技術的可能性はどうなのか、ステークホルダーの皆さん方はどう思っているのか。こういったことを総合的に考えて、厚生労働省が実際に健康と畜牛の検査をどうするのかということを決めていく。そういうことでございます。ですから、この絵で言いますと、今は緑色の上の矢印で評価の要請というところで食品安全委員会が案をつくった。今はここまで来ているということです。この後、パブコメでいただいた意見を踏まえて評価書案を完成させて、厚生労働省に評価結果をお渡しするという段取りになっております。

BSEです。BSEについてはどんな病気かということをもう一回おさらいしましょう。黄色いところに書いてございますけれども、BSEというのは牛の病気です。では、BSEの原因病原体は何なのかということでございますが、これはBSEプリオン、異常プリオンたん白質とも言いますけれども、BSEプリオンが牛に感染して、プリオンが主に牛の脳に蓄積すると、病理組織学的には牛の脳がスポンジ状に変わってしまう。そうすると臨床的には、牛が異常な行動を取ったり、運動失調を示したり、最終的には死んでしまうという家畜の病気がBSEでございます。

その下のところに感染経路とありますけれども、では、このBSEというのはどうやって起こったのか。今、考えられていますのは、最初にどこかにBSEに感染した牛がいて、その牛を原料とした肉骨粉が餌に使われて、その肉骨粉の入った餌を食べた牛がまたBSEになるということで、BSEプリオンが増幅するということで感染が拡大していったのだろうと考えられております。BSEに感染した牛では、特にBSEプリオンというのは主に牛の脳、脊髄、回腸の一部、こういったところに蓄積するということが知られています。

ここまでは牛の病気の話ですが、では、それがどうして食品健康影響評価に関係するのか、食の安全に関係するのかということでございますが、1995年、イギリスで変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）という病気が初めて確認されました。これは変異型と書いてあるのは、もともとのクロイツフェルト・ヤコブ病というのがあって、そのバリア

ント、変異、ちょっと違うもの。正確に言いますと、もともとのCJDが変異したという意味ではなくて、もともとのCJDとはちょっと違う病気ですよというのを変異型ということであらわしているのですけれども、そういったvCJDという病気が1995年にイギリスで見つかった。このvCJDという病気はBSEとの関連性が示唆されている。具体的には、牛でBSEの流行があった後に、それにおくれて、このvCJDの流行というのがイギリスを中心にあったということで、どうもこのBSEに感染した牛がvCJDの原因になっているのではないだろうかと考えられております。

では、BSEの対策はこれまでどのようなことをやってきたかということですが、ただいま申し上げましたように、BSEの原因は何でしたか。BSEの原因というのは肉骨粉を餌にしたことです。ですから、一番大事なことは餌です。餌に肉骨粉を使わないということが非常に大事なことになります。この左上の黄色いところにありますように、飼料規制として肉骨粉の禁止ということを農場段階で行う。これが非常に大事な対策の一つになっております。農場で生産された牛は、その後にと畜場でと畜されて肉になりますけれども、と畜場では何がされているかといいますと、先ほど申しましたように、BSEプリオンというのは牛の脳とか脊髄、これを特定危険部位と言っていますけれども、こういった部位に蓄積することがわかっておりますので、そこを食べなければ大丈夫だと。ですから、と畜場では脳とか脊髄を外して、それがと畜場から外に出ていかない。いわゆる食のチェーンの中に入っていかないという対策をやっております。これは人間がBSEに感染すると言うのはちょっと変な言い方ですけれども、このvCJDにならないために非常に大事な対策の一つでございます。

では、この飼料規制とか特定危険部位の除去、こういったものがうまくいっているかどうか。これについては実際に病気が発生していないかというところでチェックするというところで、そういったチェックはBSEの検査で行っております。BSEの検査はここに書いてある2つ。1つは農場において死んだ牛。それから、と畜場でと畜された牛。この2つのところでBSEの検査をしています。BSEの検査は生きた牛での検査はできません。どうやってやるかと言いますと、牛が死んだら、その脳を取り出して脳を検査することによって、そこにプリオンたん白質があるかどうかということ調べて検査をします。ですから、死亡牛ないしはと畜場でしか検査ができないということでございます。

これらにあわせて、一番下にトレーサビリティ。日本の牛には全て10桁の番号がついていまして、我々のマイナンバーのカードよりももっと早い時期にもう牛はトレーサビリティの10桁の番号を持っていたということですが、この番号は何のためにあるかという、その番号があることによって、牛がBSEの肉骨粉を食べて病気になったら、それと同じように飼われていた、一緒に生まれて、一緒に餌を食べて、一緒に育った牛。そういった牛がどこにいるのかということはこのトレーサビリティで調べて、兄弟だったり、そういったお友達の牛と一緒に飼われていて、それがBSEにかかっているかどうか。これをトレーサビリティでちゃんと追いかけるようなシステムをとったということでございます。

ます。こういった対策がBSE対策としてとられているということでございます。

ここからようやく中身に入っていきます。まず、背景、経緯でございますけれども、BSEの主な国内対策。我が国で初めてBSEの検査陽性牛が発見されたのは、2001年9月でございます。我が国で初めてこういったものが見つかりましたので、対策として、すぐに3つのことが行われました。1つは、先ほども申しました肉骨粉の餌としての利用を止める。飼料規制ですが、これは非常に大事なポイントです。

先ほど申しましたように、と畜場において健康と畜牛の全頭検査。当時は1頭、BSEの陽性牛が見つかって、あと何頭くらいいるか。日本の牛は当時400万頭くらいいましたけれども、それがどのくらいこのBSEに感染しているのかというのは全くわからなかったということで、その様子を調べるということで、この全頭検査が当時行われました。②です。

③は、先ほど申しました特定部位の除去。これはと畜場のほうで行われました。SRMの除去です。

この3つは基本的な対策であります。結論から言うと、これらの対策は非常に有効に働いたのではないかと考えております。と申しますのは、その次、2002年1月。2001年10月に規制を行って、2002年1月に生まれた牛。この牛が我が国で、生年月日を見た国内最終発生牛。言い方を変えますと、2002年2月以降に生まれた牛というのは、BSEは我が国では見つかってはいないということです。この2001年10月に行った飼料規制が非常に短期間の間に効果をあらわして、この2002年1月以降生まれの牛には肉骨粉を食べさせることがなかったということです。実際に2002年1月が最終生まれだとわかったのはもっと後ですが、実際にもっと後に検査されたのですけれども、後でさかのぼってみると2002年1月には我が国の飼料規制というのはしっかりとした体制ができていたということが言えると思います。

対策はそれだけではありません。2003年には、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、農場における死亡牛の検査を定めました。トレーサビリティもこの2003年に導入されております。こういった対策の結果、我が国でBSE検査はずっと続けておりましたけれども、2009年1月に36頭目のBSEが発見されて、それ以降、我が国の検査ではBSEは発見されておられません。

こういった状況を受けて、先ほど小野局長からもお話がございましたが、2013年5月に国際獣疫事務局、OIEと言っておりますけれども、OIEが日本をBSEのリスクについては「無視できるリスクの国」。OIEというのは世界の家畜衛生について国際基準を定めている政府間機関で本部はパリにございます。このOIEがBSEに関する各国のリスクのステータスというものを決めておりますけれども、OIEのリスクステータスは大きく3つにランクがあります。一番ランクがいいのはこの「無視できるリスクの国」で、日本はここに入っております。次にいいのは「管理されたリスクの国」、これが2番目です。一番悪いと言うとあれですけれども、3番目のランクは「リスクが不明な国」。例えば、実際にBSEの対策がやられているかどうかがよくわからない、そういった国です。2013年に日本は「無視できるリス

クの国」と認定をされたところでは。

では、実際のBSEの発生頭数はどうなっているか。これは世界全体でございます。ここにございますように1992年、この年は全世界で3万7,000頭。ほとんどがイギリスの発生ですけれども、3万7,000頭のBSEが1年間に発見されています。ただ、ここで御覧いただくように、その後は急激にBSEの発生頭数は減っております。なぜか。飼料規制がうまくいったからです。日本だけでなく、イギリスを初めとした各国で飼料規制が進んだ結果、BSEの発生頭数は1992年をピークとして急激に下がっています。

これが具体的な数ですけれども、右上にございますように、これまでに世界中で19万頭のBSE陽性牛が見つかりまして、そのほとんどはヨーロッパ、そのほとんどはイギリスになっております。日本は一番下にありますが、36頭のBSEが見つかりまして。

では、BSEは日本においてはどのような検査をしてきたか。先ほど言いましたように、2001年9月に最初の牛が見つかり、10月から全頭検査が始まりました。2001年以降、検査が2つあります。と畜牛と死亡牛がありますが、それぞれ厚労省と農水省が検査をやっておりまして、先ほどお話をしたとおりでございます。

2001年以降、2016年、今もまだ検査は続いておりますけれども、これまでに日本では全部で1,600万頭の牛が検査をされております。日本では、ここにございますように、と畜牛というのは毎年120万頭くらいで、今はだんだん減ってきてはおりますけれども、大体120万頭くらいの牛が日本ではと畜される。これが検査をされて、これまでに1,600万頭の牛が検査されている。1,600万頭のうち、BSE陽性という牛は一番右のところでございますが、36頭でございます。36頭目というのは2009年1月ですから、2009年1月に36頭目が見つかり、以降、その下はずっと陽性牛はゼロというのが続いております。この間、2009年度以降ですけれども、1,600万頭のうち600万頭を毎年、毎年ずっと検査をして、合計600万頭になってはおりますけれども、600万頭を検査して、2009年度以降は陽性牛がゼロということでございます。何でBSEの発生頭数がゼロになったのか。検査をやったからというわけではないです。飼料規制をやったからゼロになった。それが検査によって確認されたということだと思います。

では、BSEの検査は、我が国ではどんなふうに行われたか。先ほど申しましたように、2001年10月に全頭検査が行われました。その後、2002年1月というのが生年月日を見た国内最終発生の出生になります。その後、BSEは、最初は日本でどのくらいのBSE陽性牛がいるのかというのはわからなかったのが全頭検査で確認をしていきましたけれども、だんだんその様子がわかってきました。検査というのはどうもある程度以上、どうも若いころに肉骨粉を食べて、それが脳に蓄積すると発症するということですので、若いうちには余り検査をしても出てこないだろうなど、そういうのがだんだんわかってきております。

そういった状況がだんだんわかってきた中で、厚生労働省は検査月齢を徐々に上げていくということをこれまでにやってまいりました。これは世界的にも同じでして、世界的にも徐々に、最初はいっぱい検査をするけれども、だんだん検査頭数を狭めていって、危険

なところにターゲットを絞って検査をしていくという作戦をとっている国が多いと思います。

これまで21か月齢以上、20か月超と言ってもいいと思いますが、それから30か月齢超、そして、2013年7月に48か月齢超と現在もですけれども、そういった形に変えてきたということでございます。昨年の12月でございますけれども、厚生労働省から、この健康と畜牛のBSE検査の廃止について科学的な評価をしてくださいということを食品安全委員会に依頼されました。

この昨年12月の依頼の背景、何でこのタイミングで諮問が行われたか、健康と畜牛廃止という諮問が行われたのか、これは厚生労働省から食品安全委員会に来た諮問文の中にこういう説明をしております。厚生労働省はこういうように考えているというのが、この1、2、3番でございます。

まず1番目ですけれども、前回、48か月齢超にしたときに当時の評価書、今回の前の評価書、2013年5月評価書という、この後の話にもよく出てまいりますけれども、2013年5月評価書は48か月齢超の検査にしても科学的に大丈夫ですよということを書いたものですが、この中に何が書いてあったかという、1つ目のポツですけれども、国内の複数の論文、推計ですけれども、2009～2015年にはBSEの国内の摘発頭数はほぼゼロとなり、以降、日本において飼料等を介してBSEの発生する可能性は極めて低くなるものと推定される。こういった推定を行っている論文が複数出ております。

2つ目のポツですが、ただし、当面の間はBSEの検査をある規模で継続する、検証を継続するという、その結果を踏まえて将来的には、より長期にわたる発生状況、BSEに関する新たな科学的知見、論文等ですね、こういったものの蓄積、こういうのを踏まえて検査対象例を48か月齢から、さらにもっと引き上げるということを検討するのが適当でしょうというのが、前回2013年の評価書に書いてあるというのが1点。

では、実際にどうだったかというのが2番目ですけれども、2013年7月から48か月齢超の検査に切りかえましたけれども、昨年末までに48万頭の牛を実際に検査して陽性牛は見つからなかった。

3番目。では、国際基準はどうなのか。国際基準よりも高い水準を維持する場合には、科学的な正当性を明確化する必要がある。近年、EUにおいては、と畜場でのBSEスクリーニング検査の対象月齢を変えております。基本的には、ヨーロッパでは健康と畜牛の検査をやめています。2013年からやめています。SRMの範囲についても昨年からヨーロッパでは見直しを行っております。海外でも近年のリスクの低下に合わせて、BSE対策を見直しています。こういった状況にあるので、我が国においてもBSE対策を見直したいと思っているというのが厚生労働省の考えです。

では、具体的に何を厚生労働省はお考えになっておられるのか。今回2つのことを諮問されております。1つは、きょうお話をします検査対象月齢ですけれども、食用のと畜される健康牛のBSE検査について、今やっている48か月齢を続けた場合、継続した場合と、こ

れを廃止した場合。この両方の場合について科学的にリスクを比べてください。

ただし、※で書いてあるところですが、今回の健康と畜牛の検査の廃止について、新聞などでは検査廃止というような言葉で報道される場合が多いのですが、これは必ずしも正しくないと思っております。厚生労働省は、健康と畜牛の検査については廃止するけれども、と畜場で今やっている検査。先ほどお話をしましたけれども、そのと畜場での検査というのは現在24か月齢以上の牛のうち、①生体検査で神経症状が疑われたもの、②全身症状を示すもの、こういったものについては今と同じようにBSEの検査は続けます。ですから、言いかえると、健康と畜牛の部分はやめるけれども、高リスク牛と言っておりますけれども、リスクの高そうな牛、こういったところに集中して検査をやりたいというのが今回の厚生労働省からの諮問内容です。この評価については、この後に御説明します。

2番目。今回、厚生労働省が諮問した事項は2つあって、その2つ目はSRMの範囲です。ここに書いてございますように、SRMの範囲についても現在のSRMの範囲から少し狭くしたらいいのではないかと。これについて科学的な評価を行ってこれということもあわせて今回聞かれております。

この2点目につきましては、食品安全委員会の調査会で検討しました結果、今回のSRMの範囲について、厚生労働省は特に食用に関し、と畜場でどう扱うかということについて、科学的な評価を諮問したのですけれども、実はこのことというのは厚労省だけの話ではなくて、農水省が行っている飼料規制、その他の規制ですね、こういったBSE対策全般に影響しかねない話です。ですから、そういったところをよく確認してからでないと、簡単には評価ができません。ですから、今回、私どもは1の検査対象月齢について、まず評価をするけれども、2の部分はもっと後に問題が整理されてから評価をしましょうと、そのようにしております。ですから、今回評価はしませんので、厚生労働省もSRMについては、今回変更はしないということになります。

評価の考え方でございます。先ほども2013年5月評価書、48か月齢超の検査でいいですよと言った評価書がありますが、基本的に今回の評価案というのは、この2013年評価書の延長ということになっております。ですから、ちょっとくどいのですけれども、2013年評価書をもう一回おさらいをしてみたいと思います。

2013評価書は先ほど申しましたとおり、複数の論文を見ると我が国では2009～2015年にはBSEの発生はゼロになるだろうという推定がされております。それ以降、日本では餌を介してBSEの発生する可能性は極めて低くなる。こういった推定が行われております。あわせて、そのような状況のもとで日本においては牛由来の牛肉及び内臓を食べることによってBSEプリオンが人に行って、人がvCJD、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を発症するという可能性は極めて低いと考える。これが前回の評価書に書いてあります。

出生年月で見たBSEの最終発生は2002年1月です。我が国では2002年1月がBSEの最終発生ですが、それから11年以上、国内で発生が確認されなければ、飼料規制がばっちり効いている。ですから、今後、BSEが発生する可能性はほとんどないだろうと。これが前回の評

評価書のベースになるところです。

BSEが発生する可能性はほとんどないのだけれども、ただ、3番目のところに行きまして、2001年1月に最後の牛が生まれて、この評価は2013年ですから、ちょうど11年たったところで評価をやっています。ですから、3のところを書いてございますが、11年未満の出生コホート、コホートは集団と考えていただいてもいいと思いますが、11年まだたっていない牛の集団に万が一、肉骨粉の感染、プリオンの感染といったものがあつた場合には、まだこの部分については11年がたっていないから十分確認できていないよねと。2013年の段階ですよ。ですから、2013年の段階とすれば、当面の間、検証を継続するというので、より長期にわたる発生状況に関するデータ、科学的知見、こういったものを踏まえて、もう一回考えましょうというのが前回の評価書でした。今回の評価書案というのは、これの延長で考えております。

スライドの色がここで緑から青に変わりました。この青いスライドというのは前回2013年のリスコミのときに使ったスライドを流用しております。ですから、これは2013年のときの説明です。2013年評価書はどういうことをやりましたかという説明です。

まず1つ目。2013年の評価書では、BSE対策が国内できちんとして行われているかどうかの検証、実施状況の検証をやりました。具体的には、1つ目は生体牛、生きてる牛にBSEがつかないか。これは海外から肉骨粉とかプリオンが入ってこないか、国内でちゃんと安定して飼料規制が行われているかということについて4つ例が書いてございますが、肉骨粉がちゃんと輸入禁止されているのでしょうか。国内では飼料規制が本当に実施されているのでしょうか。きちんと守られているのでしょうか。3番目ですが、レンダリング施設というのは肉骨粉をつくる施設です。と畜場で食肉になる部分を外して、食肉にならなかった部分をレンダリングという処理をして肉骨粉をつくりましますけれども、こういった肉骨粉をつくる施設で定期的な監視が行われていますか。違反はされていないですか。それから、サーベイランス。BSEの検査というのは必要なレベルで行われていますか。

2番目、これはと畜場の話です。SRMについては1つ目のポツにありますように、SRMの除去がちゃんと食肉衛生検査所の獣医師によって確認されているのでしょうか。SSOPというのは手順書です。SRMをきちんと外す。これを決めた手順書ですけども、こういった管理がきちんと各と畜場、日本には200くらいのと畜場が今ありますけれども、各と畜場できちんと導入されているのでしょうか。違反はないのでしょうか。それから、スタンニングとかピッシング。これは牛をと畜するときの処理ですけども、上手に牛を処理しないと脳とか脊髄が飛び散ったりして肉に汚染するとか、そういうことがあってはいけません。ですから、このスタンニングとかピッシングといったと畜の処理についてきちんと規制して、食肉が特定危険部位、脳とか脊髄で汚染されないといったような、これがきちんとされているのでしょうか。こういったことを点検表というのをつくって、各項目について評価を行いました。

結果、輸入規制、飼料規制、食肉処理工程、SRMの除去等、これについてはいずれもしつ

かりやられているということを点検表で確認をしたというのが2013年評価書の第1点です。これはものすごく大事なことです。幾ら検査をしても、こういった対策、輸入規制、飼料規制、食肉処理工程の規制、こういったものがなければ、検査しても、また出た、また出たとなるわけです。こういったところがきちんとされているので、検査をしても陽性牛が出てこない。すなわち国内にはBSEがなくなってきたということが確認できる。

2つ目。では、もう国内でBSEがなくなってきた、リスクが下がってきた。リスクがきちんと下がっているのかを確認するにはどうしたらいいのか。これは一定の期間の検査結果を見て、このくらいの長さの検査をすれば、国内でのリスクはわかってくるでしょうと考えております。2013年評価書では、それをどうやったかと言うと、この出生コホートAは牛の集団です。同じ時期に生まれて、同じものを食べて育った牛の集団をコホートと言います。

このAのコホートは、この表で言いますと横軸が経過年数です。1990年、1991年、1992年、2000年、2002年、ずっと横軸には時間が流れています。時間が流れていくと、縦軸ですけれども、あるときに生まれた牛はだんだんに年を取っていきますので月齢が上がってくる。こういう斜めになっていく。そういった集団。ある年に生まれて、だんだんに月齢を重ねていった。そういった集団ができてきます。赤い点がついておりますけれども、この集団でこういった月齢のときにだんだんにBSE検査で陽性が見つかったということで、この青い線が書いてあるところまで、95%の信頼などという統計をよく使いますけれども、この集団Aについて、95%の牛が検出された。95%の牛がこの期間にBSE陽性だと検出されたということが言えるのであれば、このAという集団はBSEにかかっている集団だろうと、こういうように考えたということです。

逆に言えば、同じ期間にBの集団では、BSEが見つからなかったということであれば、確率的に言って、このBという集団については、Bという出生コホートについてはBSEの感染というのはなかったのだろう。したがって、今後ともBSEの発生する可能性はほとんどないのではないかと。こういうような統計的な考え方で検証期間を考えました。

では、この検証期間、この横軸に「この間に検出されなければ」と書いてありますが、これについては11年間でしょうというのが前回2013年の評価書になります。ですから、このまとめのところに書いてございますが、BSEの発生が11年間確認されないことをもって、我が国の牛の集団がBSEに感染したかどうかを判断できるだろうというのが全体の評価になります。

これを絵にしますと、こういうようになります。横軸が2000年とか書いてございますけれども、我が国で一番最初に見つかった牛は2001年9月になります。この緑の縦線のところにありますけれども、この牛は64か月齢で陽性とされました。これが我が国で見つかった一番早い牛です。こうやって我が国で発見された36頭の陽性牛をプロットしていくと、こういうふうになります。このようにいくと皆さんはおわかりになると思いますけれども、コホートないしは牛の集団として、どうも2つの集団があります。1つは、1996年を中心

に生まれた牛が1つの集団。もう一つは、2000年を中心に生まれた牛。このころに生まれた牛について、多分若いころに肉骨粉、BSEプリオンを食べて、餌の中に混ざっていて、それがある程度蓄積して、BSE検査で陽性になった。そのように考えられています。この絵を見ますと、肉骨粉の使用を法的に禁止したというのが2001年10月。この線で見ますと、2002年1月が一番最後に生まれた陽性牛ですから、2002年2月以降に生まれた牛には検査陽性牛は見つかっていない。この絵で言いますと、青いところの牛については多分、飼料規制がばっちり効いていて、飼料を食べてBSEになるという牛は多分出てこないだろうと考えたということです。

以上のようなベース、前回の検証結果を踏まえて、ここからは今回の話です。ようやく今回の話になりますけれども、今回2016年の評価において、主に3つのことについて評価を行いました。1つは①2002年1月以降、出生年月で見た最終発生より後に生まれたもの。さっきの言いますと青いところ。この青いところの牛というのは本当に大丈夫なのだろうかというのを検証したというのが1つです。

もう一つ、2002年1月以前に生まれたもの。絵で言うと白いところ。これは過去にBSEが発生しているのですけれども、見てみるとわかるように2009年以降は発生がなくなっています。これは2つの理由があって、こういった牛がもう既にと畜されて、だんだんいなくなってきたということと、本当に肉骨粉を食べた牛というものはいなくなってきた、あと残っているのは肉骨粉を食べていない牛なのではないかというような仮説が考えられます。いずれにしても、この白い部分についても青い部分と同じように検証しなければいけない。これが②です。

③は非定型BSEです。今までお話をしてきたのは、餌を食べて感染するというBSE。これは便宜上、定型BSEと言っておりますけれども、これとは別に定型BSEを検査している中で、普通のBSEとは違うなというBSEが見つかってきております。ただ、この数はものすごく少ないと考えられております。これが③の非定型BSEになります。この③の非定型BSEについては必ずしも餌が原因とは限られないなということで、これについては2012年、2013年のもう一つ前の評価書で食品安全委員会が評価をしたのですけれども、これ以降にどのような知見が集まったのかということ踏まえて、この非定型BSEについてはどう考えるのかということ③として考えました。これらをまとめて健康と畜牛のBSE検査を廃止した場合に、人に変異型クロイツフェルト・ヤコブ病が発症する可能性はどうかということを総合的に評価したのが今回の評価書案になります。

ようやく具体的な評価の話に移ります。1番目の話。さっきのグラフの青い部分です。2002年1月以降に生まれたもの。これらについては先ほど申しましたように、11年以上発生が確認されなければ、飼料規制がばっちり効いているのだと言えるでしょう。ただし、2013年の評価のときには、青い部分については必ずしもまだ11年たっていない。11歳になっていない牛がいっぱいいました。ですから、今回検討したのは下の黄色い枠のところですけれども、前回の評価以降に11年たった牛というのは検査をやった結果、どうだったの

でしょうか。これについて検討をしました。

このグラフで言うと、この下の青い部分の中でも特に濃い青。今年は2016年ですから、2013年から3年分の検証がこれまでにできたわけです。ですから、前は2002年生まれのところまでしかできていなかったのが、今回は2005年のところまで3年分余分に検証できた。この濃い部分が2016年5月末現在、今、11年を新たに超えたという牛の集団、コホートということになります。

では、ここは検査をやった結果はどうなったのか。ここの部分は11万1,907頭。11万頭がこの3年間で新たに検証が追加されたということです。この11万頭に陽性牛は確認されていなかったということ。これを考えますと2013年の評価書では、先ほど言いましたように、2015年までには、我が国では飼料規制がばっちり効いていれば、飼料を介したBSEは発生しないと考えられるといった推計が幾つかありましたけれども、2013年の評価書のとおり、引き続き飼料規制等のBSE対策の実効性が維持される限り、今後、定型BSEが発生する可能性は極めて低い、2013年の評価書のとおりになっているのではないだろうかというのが今回の評価の1番の内容になります。

2番目、今度は白い部分、上の部分につきまして、2002年1月以前に生まれたもの。これは先ほどグラフで見ていただいたように、飼料規制の前に生まれた牛ですので、汚染飼料に暴露された可能性は否定することができません。では、そういった白い部分の牛は今、何頭いるか。今、我が国は全部で380万頭くらいの牛が飼われています。その380万頭のうち、2002年1月以前に生まれたものは、今は2万1,000頭と極めて少ない。もう1%もない、非常に少なくなってきたという状況にあります。

では、2013年の前回の評価から今回の評価までの間に、この白い部分の牛がどれくらい検査されたか。この絵で言いますと、この黄色と赤の斜線の部分が今、生きています。これが2万1,000頭です。このピンクの部分が前回の評価から今回の評価までの間にと畜されて検査された牛ということになりますけれども、これは6万4,000頭。この3年間で6万4,000頭が検査されて、陽性牛は発見されていません。これに加えて、今回2013年以降、6万頭と言いましたけれども、この白いところで発生していないというのは、もう2009年以降ずっと発生していないということです。ですから、今回の6万4,000頭に加えて、2009年以降に検査された、それよりもはるかにたくさんの牛。これの間にBSEが発生していないということを考えると、先ほどの青い部分だけではなくて、白い部分、2002年1月以前に生まれた牛についても今後、定型BSE、飼料を原因としてBSEにかかる牛というのが発生する可能性は極めて低いだろうというのが2番目の結論です。

3番目、最後は非定型のBSEです。非定型のBSEは先ほど申しましたように、海外でいわゆる定型と言われるBSE、普通のBSEが発見されて、検査がものすごくたくさん数が行われました。日本でも全頭検査をやりました。こういった検査をやっていく中で、ちょっと普通のBSEとは違うといったものが出てきました。それを定型のBSEに対して非定型、普通ではないという言い方はあれですけども、ちょっと違うBSEということで非定型BSEと言

っています。

これはどうやって診断されるかと言いますと、ウエスタンブロット法という、たん白質、BSEプリオンというのは糖たん白質ですので、これを電気泳動にかけて調べると、普通の定型BSEは通常のBSEと書いてあるように、大体3つのバンド、3つの塊に分かれるのにですけれども、3つ目、一番下の分子量で言うと一番小さい部分が、1つは普通のBSEよりもちょっと分子量が大きいほうにバンドが出てくる。これをH型と言っています。もう一つは、普通のBSEよりもちょっと下に出てくる。下というのは分子量が小さいということです。これをL型の非定型BSEと言って、この電気泳動の像で非定型のBSEはH型とL型という2つのBSEがあるということがわかっております。

非定型BSEは2013年の評価書の中でも非常に発生はまれで、発生頻度が少ないということがわかっておりましたけれども、その後、本当にそうだったのかということを経験しました。非定型BSEですけれども、H型、L型ともにそれぞれ毎年数頭の発生が知られています。これは世界の統計でございます。全世界でこれまで124頭の非定型BSEが世界中で見つかっております。一方、普通のBSEは先ほど表で見ましたように19万頭ですから、この124頭というのは圧倒的に少ないということがおわかりになると思います。

日本でも2001年以降、検査をやってまいりまして、先ほど言いましたように1,600万頭の検査をやって、この15年間の間で2頭のL型のBSEが見つかっております。これを発生の頻度に直しますと、2歳以上の成牛100万頭当たりの発生率は1年間で0.07頭。100万頭に0.07という0.07ppm。極めてまれな頻度でこれが起こってくるということがわかっております。ここに括弧で書いてありますが、2頭出たとはされておりますが、うち1頭は23か月齢、2歳弱で見ついているのですけれども、これについては実験動物への感染性を見たところ、この23か月齢というのは多分感染性はないだろうということがわかっております。ですから、問題になりそうなのは過去15年間に、もしかしたら日本では1頭ということなのかもしれません。日本では0.07ppm。では、世界ではどうでしょうか。

非定型BSEの検査を一番やっているのはEUです。EUではこれまでに1億1,000万頭以上の牛のBSE検査をやっています。日本は1,600万頭の検査をやっています。これはEUのほうがはるかに牛の数が多いですから当然、検査頭数も多いということです。EUは1億頭のうち、ここに書いてございますが、2003～2014年に確認されたBSEの牛について、型判別というのをやりました。これは1億頭の検査をやったのですけれども、BSE検査では、普通の検査では非定型なのか定型なのかはわかりません。ウエスタンブロットのさっきの電気泳動をしないとわからないわけです。ですから、EUは各国なども2003～2014年に確認されたBSEの検体をもう一回ウエスタンブロットで検査をし直すという仕事を大々的にやりました。その結果が出たのがことしの春です。ですから、ここは全く新しい情報です。

EUで大々的なサーベイランスをもう一回やったところ、結論としてEUでは100頭の非定型BSEが確認されたということです。これはEUにおける発生率ということで考えると、2歳以上の成牛100万頭当たり、Hが0.07頭、Lが0.09頭。先ほど日本ではHはなくて、Lは0.07ppm

と言っていましたから、日本でもヨーロッパでも大体同じくらいの割合で、かつ、極めて低い割合で、1 ppmにも満たない0.07~0.09ppmというような極めて低い割合で、この非定型BSEが発生しているということがわかります。

これまでに、非定型BSEについては比較的高齢の牛で発生するということがわかっています。かつ、今、申しましたとおり、極めて低い有病率で推移しているということですので、どうもこれは汚染された餌で、あるときに発生の流行がわっと出るといったタイプのもではなく、餌とは関係なくて孤発性に、ぽつん、ぽつん、ぽつんと、世界全体で言うと毎年数頭くらいが出る。そういう病気なのではないかというように考えられているということです。

問題なのは、この非定型BSEが人に感染性があるかどうかということです。1番目ですけれども、疫学的に牛の非定型BSEがヒトのプリオン病、vCJD等、これに関連した報告はこれまでにありません。疫学的にわからないので、我々が調べる方法とすれば、実験動物を使った感染実験をやるしかない。

2番目。先ほど申しましたH-BSEですけれども、H-BSEについてはH-BSEにかかった牛の脳で脳の乳剤というものをつくって、脳の中にプリオンが恐らく入っているだろうと思えますけれども、これをサルとヒト型のマウス。ヒト型のマウスというのは、ヒトと同じようなたん白質をつくるように遺伝子改変して実験動物にしたものをヒト型マウスと言っておりますけれども、こういったものに脳内接種した。脳に直接、牛の脳を注射するという実験ですけれども、こういったことでH型BSEについては、これまでに感染したという報告はありません。ですから、H型BSEについては多分、感染性がないのではないだろうかと考えられます。

3番目はL-BSE。では、L-BSEはどうですかと。同じようにL型BSEにかかった牛の脳で脳乳剤をつくって、サルに経口投与したという実験があります。1つは日本で行われております。日本のチームが行っている実験というのはこれまでのところ、感染は認められておりません。ですから、日本のチームは本当に感染するかどうかをずっと実験を続けているのですけれども、これまでに結構な年月がかかっていますけれども、日本では感染が認められていない。

一方で海外ですけれども、海外では同じような実験でサルに経口投与した。サルというのはネズミキツネザルという小さな実験用のサルですけれども、これに食べさせたら感染したというような報告もございます。ですから、脳のホモジネートについては感染する、しない、両方の報告がある。でも、脳はSRMですから、と畜場で外されますので、実際に問題になるのは肉です。SRM以外の部分が感染性があるかどうか。ここが問題になります。

L型BSEの感染牛について調べた研究が幾つかありますけれども、そういった研究を見ると、感染した牛の脳にはもちろんプリオンがありますけれども、脳以外にも末梢神経、筋肉、副腎、こういったところに非定型BSEの異常プリオンたん白質の蓄積が認められたというような報告があります。では、末梢神経、筋肉等に蓄積された異常プリオン、非定型BSE

のプリオンが実際に感染力があるのかどうか。これを先ほど申しました高感度のウシ型のマウスがありますけれども、これに経口ではなくて、やはり脳に直接注射をする。こういったことで実験を行った報告があります。

これを見ますと、末梢神経組織にはプリオンは確かに見つかるのだけれども、この感染力価は極めて低い。これは脳に比べると、ここに書いてございますが、1,000分の1くらいでしょう。筋肉に至っては恐らくもっと低いだろうという科学的な知見が出されております。

まとめですけれども、実験結果はそういうようなことで、末梢にも出てくるけれども、感染力価は極めて低いというのがあります。それとは別に牛の病気は基本的には人にはかかりにくい。牛の非定型ではなくて、定型BSEについては、牛にはかかりやすいけれども、人にはかかりにくいという報告があります。これが種間バリアです。種を超えて病気にはなりにくいというのを種間バリアと言っておりますけれども、非定型BSEについてもこの種間バリアがあるということが報告されております。

結論としましては、牛と人との間の種間バリアということが非定型BSEについてもあるということを見ると、末梢神経組織、筋肉組織、こういったSRMではないものを食品として食べても、人への感染性は極めて低いと考えられるだろうというのが非定型BSEの感染性に係る今回の評価書のまとめになります。

非定型BSEをもう一回おさらいをします。非定型BSEは定型BSEとはちょっと違うBSEで、これまで疫学的には非定型BSEと人のプリオン病との関連について報告はありません。発生頻度は極めてまれです。0.07ppm、0.09ppmと非常にまれな病気。感染性について言うと、H型については多分、人には感染しないでしょう。L型については、脳、要するにSRMをサルに食べさせると感染したというような報告はある一方で、SRMでない部分、筋肉等ですね。これについては感染性は極めて低いと考えられるでしょう。加えて、牛と人との間にある種間バリア。これについては定型BSEと同じように非定型BSEについてもあります。これが今回の非定型BSEに対する評価書案のまとめになります。

(PP)

最後に全体のまとめでございます。今回の食品健康影響評価でございますけれども、まずBSEの状況と人への感染リスクについては最初の□ですけれども、前回の評価書、2013年の評価書以降の検証の結果、定型BSEについては飼料規制等の対策が継続されている中で、継続というのは有効に継続されている中ではという意味ですけれども、実際に今、有効に継続されているだろうと考えられます。こういった状況の中では、定型BSEが発生する可能性は極めて低いだろうというように、2013年の評価書は言っておりますけれども、この評価はその後の検証でも妥当だろうというのが定型BSEに関するまとめになります。

2番目の□が非定型BSEです。非定型BSEについては、疫学的に非定型BSEが人のプリオン病に関連するといった報告はありません。発生頻度は極めて低い0.07ppm、0.09ppm。Hについては感染はどうもしそうにない。LについてはSRM以外の部分であれば、感染性は極め

て低いだろう。

こういったことを考えますと、下のまとめですが、BSEの感染状況、輸入規制、飼料規制、食品処理工程がきちんと行われているということに加えて、牛と人との間に定型BSEも非定型BSEも種間バリアがあります。こういったことを考えると、SRM以外の部分を食べて、人がプリオン病になるといった可能性は極めて低いでしょうと。

したがって、今回、厚労省から諮問された健康と畜牛のBSE検査については、現行基準を継続した場合、48か月以上で検査を継続した場合と、この検査をやめた場合のリスクは変わりないですよと、差は非常に小さい、人への健康影響は無視できるだろう。これが今回の諮問内容に対する科学的な評価ということになります。

ただし、評価書をきょう皆さんのところにお配りしていると思えますけれども、最後に評価結果の後に3つのことを追記しております。いずれも重要なこととございます。1つ目は、飼料規制はやはり大事だよねということです。飼料規制がちゃんと維持されていれば、BSEは今後とも発生することはないだろうと考えられます。ただ、これを確認していくことが必要です。確認するためには、高リスク牛というのは中枢神経症状を示す牛だとか、歩行困難な牛、死んだ牛、こういったものをきちんとBSEの検査をやることによって、我が国でのBSE発生状況を引き続き確認することができる。こういったところに万が一、BSEが出てくれば、多分、飼料規制がおかしくなっている。どこかに破れがある。そういうことがわかるわけです。ですから、BSEの検査というのはこういった高リスク牛の検査が引き続き大事ですよということを1つ目に書いております。

2つ目。今、と畜場でと畜される牛、豚、鶏もそうですけれども、全ての牛、豚、鶏、一頭一頭、これについて、きょうもたくさんの先生方がいらっしゃっているのですが、食肉衛生検査所の獣医さんたちが一頭一頭調べて、おかしい牛だとか、おかしい豚、これはBSEに限った話ではないです、食品安全上問題のあるような牛とか豚とか鶏がフードチェーン、食卓に上らないようにといったような取組をさせていただいております。これは一頭一頭の生体検査、これは日本だけではなくて各国も同じだと思います。厚生労働省はこういった生体検査において、現在は24か月以上の牛のうち、運動障害等の神経症状が疑われたもの、全身症状を呈するもの、こういったものの検査については現在もやっているし、今後とも続けると言っております。ですから、こういったものについては引き続き継続していただくということが大事だろうと。これが2番目です。

3番目。今回の評価というのは2013年の評価、その後に集まった検査の結果、科学的な知見、こういったものを含めて、現時点における最新の科学的な知見に基づいて評価を行っています。ただ、科学は日々進歩しますので、当然その新たな知見があらわれたら、また、その知見を踏まえて、どうしたらよいのかということを考えなければいけません。そのためにはBSEに関する知見、特に非定型に関する知見。こういったものについては引き続き積極的に私ども食品安全委員会も集めていきますし、厚生労働省、農林水産省も集めていく。こういったことが大事です。これが3番目です。

以上、評価書に加えて、こういった3つのことが大事ですねということを食品健康影響評価に書いてございます。

最後は今後の予定でございますけれども、現在、8月11日までの予定で意見・情報の募集を行っております。私どもの科学的な評価が十分なのか、さらに新しい知見とか、我々の知らない科学的な論文みたいなものがあったりしないか、こういったことについて、今、パブコメを行っている最中でございます。

この後、8月11日以降ということになりますけれども、いただいた意見、情報を整理した上で評価書に反映させて、もう一回、食品安全委員会で検討を行います。取りまとまった評価書について厚生労働省に通知した後、厚生労働省のほうで実際に健康と畜牛の検査について見直しをするかどうかをお考えいただく。こういった形になります。

ということで、時間が長くなりましたけれども、今回の評価書案の概要、背景とあわせて御説明しました。質問を含めまして、この後、意見交換をさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

○箴島リスクコミュニケーション官 どうもありがとうございました。

これから質疑応答や意見交換に移りたいと思いますけれども、少し準備の時間をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(準備)

参加者との意見交換

○箴島リスクコミュニケーション官 準備のほうが整ったようですので、先ほど申しましたように、これから質疑応答や意見交換に移らせていただきたいと思います。

ここからは、先ほど説明をいたしました鋤柄課長、食品安全委員会の熊谷委員及び食品安全委員会プリオン専門調査会委員の八谷専門委員に御参加いただきながら、皆様と意見交換等をさせていただきたいと思います。また、オブザーバーとしまして、厚生労働省生活衛生・食品安全部監視安全課の川越係長、農林水産省消費・安全局動物衛生課の菊池課長補佐にも御同席いただくようにしてございます。よろしく願いいたします。

それでは、質疑応答、意見交換に移らせていただきたいと思いますが、本日は100名超の皆様がおいででございますので、最初に御質問、それから意見交換という順番で進めさせていただきたいと思います。そのため、できるだけ多くの方の御質問あるいは意見交換をさせていただきたいと思いますが、御質問につきましては簡潔に、かつ1分以内でお願いしたいと思います。

それでは、まずは御質問ということで承りたいと思いますが、御質問のある方につきましては、まず挙手をお願いします。それから、私が指名いたしまして、係りの者が

マイクをお持ちしますので、御所属とお名前をお願いできればと思います。スタッフがマイクをお持ちしますので、そこで御発言をいただきたいと思います。

それでは、御質問のある方は挙手をいただけますでしょうか。

○参加者A 北海道大学のヨシダセイコと申します。

ほかの方も御質問されると思いますけれども、私から1つ。非定型BSEに関して今回、丁寧な説明をいただきまして、食品として摂取した場合の感染の可能性は極めて低いということがよくわかりました。ありがとうございます。しかしながら、定型BSEに関しては研究が積み重なり、知識の不確かさは減少していく一方で、非定型BSEに関してはいまだデータの蓄積段階だと一方では思います。したがって、今回の「食品健康影響評価書(2)」の中の最後で、「最新の知見についても、引き続き収集する必要」ということをうたっておられますが、実はこれだけでは、私は足りないのではないかと。国内での研究の推進も必要なのではないかと。収集と研究、この両輪で非定型BSEに関する国民への安心を担保することになるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○箴島リスクコミュニケーション官 鋤柄課長、お願いします。

○鋤柄評価第二課長 どうもありがとうございました。ヨシダ先生のおっしゃるとおりで、情報収集の中には、研究ということも非常に大事だと思っております。現在、食品安全委員会では、非定型BSEに関する研究ということで、トランスジェニックマウス、ヒト型マウスですね、これが非定型BSEを食べたときにどうなるのかという研究をこの数年前からずっと研究を続けております。これまでのところは、BSEにかかったというような情報は出ていないということですが、今後とも引き続き研究を続けていくのが大事だというのは、先生の御指摘のとおりだと思っております。

○熊谷委員 大変いいサジェスションをいただいたと思っております。BSEが全体として縮小していく中で、研究費がなかなかゲットしにくくなっているという状況にありますけれども、なるべく機会を捉えて研究を今後もますますできるように、そういう環境づくりに努めたいと思っております。

○八谷専門委員 あわせまして、私どもはBSEのみならず、人も含めてプリオン研究、そのベーシックなところというのは正直なところは御指摘のとおり、生物学的に不明なところが多うございまして、その未知に挑むという点におきましても、BSEも含めてプリオン研究ということ新たに引き続き進めていく次第でございます。科研費、研究費なども厚生労働省、文科省を含めましても進めているところでございます。ありがとうございます。

○箴島リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。今は非定型BSEにつきまして、国内でのデータあるいは研究、そもそも環境づくりが大事ではないかという御質問であり、それに対する回答でございました。

ほかに何か御質問はございますでしょうか。まず最初に前にチェックの方。

○参加者B 酪農学園大学のマキタと申します。

この資料の38枚目のスライドで、最後の食品健康影響評価の評価結果のところ、飼料規制の重要性について御説明いただいたところの文章の出だしが「飼料規制の実効性が維持されていることを確認できるよう」というところなのですが、リスクマネジメントで、あり得ないことだとは思いますが、牛由来の肉骨粉が養牛農家に使用されないという工場の今されている規制がちゃんとそのまま継続されることを確認するための抜き打ち検査なり、そういったメカニズムがあると思うのですが、そういった維持もされるということによろしいのでしょうか。

○箴島リスクコミュニケーション官 農林水産省さんからお願いできますでしょうか。

○菊池課長補佐 飼料規制に関しまして御質問をいただき、ありがとうございます。先生のおっしゃられるように、飼料規制は非常に重要でございまして、農林水産省所管の独立行政法人にFAMIC（農林水産消費技術安全センター）という機関がございまして、その機関が抜き打ちで製造段階及び販売段階についてチェックを行っております。あわせて水際に関しましても動物検疫所が輸入した畜産物の検査を行っております。また、実際の農家さんでどのように保管されているか。そういったことについてもみておりますので、飼料規制に関しましては、我々はあらゆる手段を使いまして、みているところでございます。

○箴島リスクコミュニケーション官 司会がこういうことを申し上げてはいけないのかしれませんけれども、私は実はFAMICの仙台センターの所長をしております、飼料の立入検査も実際に私は行っております。上がってきた結果を全部チェックしまして、それについても本部を通じて本庁に報告するというのをやっておりますので、それにつきましては私個人でありますけれども、ちゃんとやっておりますということは御説明できるかと思っております。

ほかに何か御質問等はございますでしょうか。その後ろの紺の方。

○参加者C 十勝の農協です。よろしく申し上げます。

科学的知見に非常にBSEのリスクを低減している対策等をとって、非常に検査を、と畜の48か月以上にやっていることをなくなってもリスクは非常に小さいということでわかったのですが、これにまつわって3点、現場のほうの対応もあるもので教えていただき

たいのですけれども、一番最後の厚労省さんの検査の見直しの時期についてはどれくらいの時期を検討されているのか。それから、農林水産省さんの管轄になると思うのですけれども、死亡牛の検査に関してはこの評価にかかわらず、48か月齢以上は検査を継続するか。

あと、もう一点、スライドの6ページ目の特定部位という部位の指定ですね。これだけ飼料規制があって、BSEのリスク等も減っている中で、現状では特定部位と呼ばれるものは、ここに書いてあるように全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部及び脊髄となっているのですけれども、特に気になるのは30か月超のという部分で、今でもこの部分はこれ以外であれば、マーケットというか、特定部位でないので流通してもいいよということなのですけれども、今はマーケットもない中ですので、分別して廃棄というか、脊柱をそのまま焼却という形になっていますけれども、ここら辺の考え方を教えていただければと思います。

○箴島リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。3点御質問があったかと思えますけれども、1点目と3点目が厚生労働省さんでしょうか。2点目は農林水産省さんかと思えますので、1点目と3点目、まず厚生労働省さんのほうから御回答をいただきますでしょうか。

○川越係長 御質問をありがとうございます。厚生労働省でございます。

本日は改めて厚生労働省が諮問した内容に対しての答申案という段階で、まだ正式に答申をいただいている状況ですので、時期については申し上げることはできないのですが、仮に案の状態のまま答申されたと仮定した場合に今後の手続としては、私たちも食品安全委員会と同様に国民の皆様に対して、やはりこのようなリスクコミュニケーションも含めてやっていかなければいけませんし、牛海綿状脳症対策特別措置法という法律の施行規則中に48か月齢超の検査を行うことという記載がございます。ということで、法律のその部分の改正等もございます。また、それに伴ったパブリックコメント等もございますので、時間がかかるということだけは申し上げておきます。

2点目の特定危険部位である脊柱の30か月齢超の話、いわゆるティーボーンステーキの流通に関することかなと思ったりもしたのですけれども。ティーボーンステーキはおっしゃるとおり国内の需要が余りないと聞いておりますが、一部の地方自治体ではと畜場において分別管理をして流通させているということも聞いたことがございます。改めて厚生労働省においては、実際に出回るようなことと考えるよりも、あくまで国民の健康を守ることが使命でありますので、今回のSRM規制に関しても先ほど説明があったとおり、食品安全委員会が先延ばしということで、また改めて答申案をいただいた上で、SRMにおける管理措置について考えていきたいと思っております。

○菊池課長補佐 農林水産省でございます。

農場段階における48か月齢以上の死亡牛について、現在は届出義務とBSE検査を行っておるところでございますけれども、リスクの高い死亡牛について、飼料規制等の施策の実効性を確認する意味でも今後継続させていただく予定でございます。ただ、いつまで継続するかというのは、この場では申し上げることはできません。今後、食品安全委員会、厚労省の検討状況を注視させていただきまして、OIEの「無視できるBSEリスク国」のステータスを維持するためにも、引き続き適切な対策を実施していきたいと考えております。

○箴島リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。御質問の方はよろしいでしょうか。

ほかに御質問はございますでしょうか。こちらのスーツを着ていらっしゃる方。

○参加者D 北海道消費者協会のフクダです。よろしくお願いします。

素朴な質問を2点ですけれども、さっきも出ていた話で飼料規制の重要性のところがあるかと思うのですけれども、さっきのだと飼料規制は司会の方も言っているように、ちゃんとやっているよというお話だったのですけれども、仮に事故なり故意なり、この飼料規制が完全に行われなかった場合というのは、本当に高リスク牛のみを対象としたBSE検査だけで、その蔓延を防ぎ切れるのかというのが聞きたいところです。

もう一点が非定型BSEについてですけれども、単純に今の検査体制と今度、高リスク牛のみにした場合を考えると検査数は減ると思うのですけれども、そういった場合、非定型BSEを拾う確率というのは減るのですか。それとも変わらないと考えているのですか。

○箴島リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。まず1点は飼料規制の実効性について再度の御質問でございますけれども、農林水産省さん、よろしいでしょうか。

○菊池課長補佐 飼料規制に関しまして御質問いただき、ありがとうございます。もし飼料規制が担保されなかったときの検査についてですけれども、我々は食品安全委員会のこれまでのリスク評価結果、科学的知見を踏まえまして、現段階で48か月齢以上の死亡牛について検査をして、それで飼料規制などのリスク管理措置を担保されているかということを確認しているところでございます。FAMICという組織でも飼料規制に関してはきちんとチェックをしております、もし仮にその規制が担保されなかったときに関しましても、現在の検査の内容で、いわゆる大方のリスクは拾える、検出できるとは考えております。ただ、今後もし新たな知見が出た場合については、それを踏まえてリスク管理は変更させていただくようにさせていただきたいと思っております。

○熊谷委員 非定型の牛について検査で陽性の結果が得られる割合が減るのではないかと、ということが御質問の趣旨だと思いますけれども、確かに先ほど紹介がありました、そのEU

で非常に多くの牛についてさかのぼりをやりましたところ、健康と畜牛については33%くらいでしたかね。全体の33%くらいを占めております。そのほかは死亡牛とか何らかの症状を示している牛です。ですから、そのぐらいの割合で健康と畜牛については検査で陽性を、健康と畜牛を行ってれば検査で陽性だったものが見出せなくなるという可能性はあると思います。

感染しているかどうかというのは、いずれにしましても検査の検出限界というのがありますので、もともとこれは検査をしてはいますけれども、感染牛を全て捉えることはできないという前提がある。もう一つは、100万頭に0.07頭とか0.09頭という非常に低い割合で非定型牛が存在している。しかも、それは飼料由来でなくて、外的要因ではなくて、スポンテニアスに発生しているという状況を踏まえると、この差というのは非常に小さい差であると考えます。

○八谷専門委員 補足と言いますか、同じようなお話でございますけれども、今まで48か月超で検査をして、それを今度は廃止して、健康と畜牛はしない。そのときに非定型BSEも拾えなくなるのではないかということですよ。その確率があるかどうかということに関しましては、筋的に本当にもう学問的に考えれば、それは母集団が変わるわけですので、ディテクトされる数というのは数値としては当然下がってきます。それは当り前のことです。ただ、そのことが例えば、それが非定型BSEにかかったものが拾えるパーセントですね。拾える確率。本当に拾える感度が減るか。非定型BSEをディテクトする感度が減るかと言ったら、それは行わない。

そういうことでございますので、端的に申し上げますと、今回の48か月超というのをなくして、健康と畜牛の検査を廃止することによって、当然ディテクションされるはずであった非定型BSEがディテクションされなくなるのではないかという懸念に関しては、現状の科学的知見とか文献とか私どもで検討をする限りは、起こらないという前提で今回のお答えとなっております。よろしいでしょうか。

○箴島リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。北海道消費者協会の方、よろしいでしょうか。

今の質問に関連あるいはそれ以外の御質問がございましたら、残りが20分くらいになっておりますので、ほかにまだ御質問があれば、若干お受けしますけれども、その後に可能であれば、意見交換のほうに移らせていただければと思っております。何か御質問はございますでしょうか。基本的なことでも結構でございます。そちらのもえぎ色のお洋服を着ている方。

○参加者D 私は札幌消費者協会のタケダと申します。しつこいようですけれども、先ほどの肉骨粉のことですけれども、FAMICのほうで検査をしているということなのですけれど

も、それは国内のものを問わず、海外のものもきちんと検査をしているということでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○箴島リスクコミュニケーション官 私の方から答えさせていただきますと、それは輸入のものも国内のものもやっております。製造ラインにつきましては、ラインがほかのラインと混ざらないだろうかというチェックもします。そういう意味では工場の図面を見まして、混ざっていないかどうかをまず確認いたしますし、その原料として何を使っているかというのも全部チェックをします。その中で抜き打ちで材料をとってまいりまして、飼料をとってまいりまして、北海道でしたら札幌にあるのですけれども、そこで分析をかけます。牛由来のたん白質が混ざっていないということを確認等しております。

繰り返しますけれども、立入検査は抜き打ちで行いますので、複数2名あるいは3名のチームで行って、いろいろな飼料を確認して分析しています。

○箴島リスクコミュニケーション官 よろしいでしょうか。

ほかに御質問はございますでしょうか。ないようでしたら、若干意見交換という形でお願ひできればと思っております。きょう御出席の方々には100名超の方々でございますけれども、大きく見ましたときに、先ほど北海道大学の方もいらっしゃっていましたように、大学の方あるいは研究者の方、生産者の方、消費者の方、家畜保健衛生所と言いましょか、食品検査所の方とか、いろいろな方がお集まりかと思うのですけれども、まず研究者のお立場として、今回の評価について何か御意見あるいは御感想等がございましたら、どなたでも結構ですけれども、御発言をいただくとありがたいのですけれども、どなたか御発言いただけませんかでしょうか。

ないようでしたら、生産者の方はいかがでしょう。今回の評価書案につきまして、御意見、御感想を。

○参加者E 私は株式会社北海道畜産公社のカワダと申します。

今お話の中で食肉流通業者が入っていなかったのです。非常に丁寧でわかりやすい説明をいただきまして、ありがとうございます。先ほど説明の中にも、国内で発生した36例の中では全てが北海道由来の部分がありまして、発生当時は生産者を含め、道内の食肉関連者にとっては非常に厳しい状況でございました。ようやくこのときが来たのかなと思って、ちょっと安堵しているところです。北海道は道内の生産している牛肉につきましては、おおむね9割が都府県に出荷しているわけございまして、BSEの対策の見直しに当たっては、仮に北海道だけが見直したのではなく、生産者、流通関係者や消費者の方が混乱をきたすことのないような対応をこれからお願いしたいなど。国からも全国の自治体等に対して、全国同一のリスク管理に取り組むような姿勢で働きかけをお願いしたいなどと思っております。

また、国民の食品に対する信頼の確保について、今後の長期的な展望に立ったリスク管理のあり方について、丁寧な説明をいただけたら助かるなと思っています。私どもの会社におきまして、SRMの適切な処理について、なぜこのようなことを行わなければならないのかというのを発生してから、もう20年以上たつ中で、我が社にも若い職員が入ってきて、発生当時のことが全然わからない職員になっています。そういうようなことも含め、最近はこういう業界にも視察される方が数多くおまして、私どもが説明する場面がありますので、今後におきまして、我々も説明しやすいような、わかりいい内容でお話をいただければと思っています。

最後になりますけれども、BSEに関する食の安全にかかわる新たな問題がもし確認された場合は、国民に対しては的確に、かつ、迅速な対応で対応をお願いしたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○箴島リスクコミュニケーション官 どうもありがとうございました。今の御要望なり御感想がございましたけれども、どなたかございますか。なければ、ほかの方からの御意見を承りたいと思います。

ほかに何か御意見あるいは御感想という形で、きょうの意見書案につきまして、御発言はございますでしょうか。北海道大学のヨシダさんいかがでしょう。

○参加者A（北海道大学ヨシダ氏） きょう何人かの方が、FAMICさんに関して抜き打ち検査が本当に機能しているのか。それを突き詰めていくと、実は何と言いましょか、信頼性の確保が本当に担保されているのかというのをお聞きされているのだと思うのです。それを自分たちがこれだけきちんとやっているのだから大丈夫なのだ、安心してくださいということでは、半分くらいしか多分安心できないと思います。では、それをどういう形でシステムといいますか、仕組みの中に私たちが納得し得る形で担保できるかというのが課題なのではないでしょうか。それがわかれば、あるいは理解できれば、かなり私どもの安心という部分に寄与するのではないかと思います。皆さんはいかがでしょう。

○箴島リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。今の御指摘の部分につきましては、たとえ司会が何を言おうとデータがなくて、口だけではだめですよというお話だと思いますし、そのデータがどこにあって、皆さんがどういう形で見ることができるようになっているかということをお伝えてして、皆さんが実際に御覧になられて、初めてそれで自分のお考えの中で私の言ったことが、例えば信用できるとか妥当なのかということが判断できるというようなことなのだろうと思っています。

私は今、手元に資料がなかったものですから、先ほど口頭で御説明してしまいましたけれども、例えばFAMICのほうであれば、札幌センターも含めまして、農林水産省さんのほうに検査結果については御報告し、その部分がホームページに載る形になっております。例

えば、表示のほうで問題があったとか、そういう問題は軽微なもの私達は呼んでおりますけれども、そういうものが中心でございまして、実際に牛由来のたん白が混ざっていたみたいなものは発見されていないのですけれども、軽微なもの等も含めまして、検査の結果がどうなったかについては農林水産省やFAMICのホームページに載っていますので、今の御質問に対してのお答えになるかどうかはわかりませんが、まずはホームページをご覧下さい。

○鋤柄評価第二課長 今回の箴島さんの話につけ加えるような話でございますけれども、データで示さなければいけない。私ども食品安全委員会としては科学的に示すということが非常に大事なのではないかと考えております。1つは、実際に管理機関がどういう検査をやっているかというようなこと。箴島さんがおっしゃったように、今はホームページなどで報告をしているというようなお話でしたが、それが十分に伝わっているかどうかというのは非常によく考えなければいけないことかなとっております。そういうことをきちんと伝えていくというようなことが1つ。

もう一つ、飼料規制の効果が一番わかるのは、きょうも私がお話をしましたけれども、検査の結果。それも検査は一般論で言いますと、誤解がないようにお聞きいただきたいのですけれども、安全なところをちょちょちと検査をして大丈夫ですというのは余り信用できなくて、本当に危ないところ。今回のもので言えば、高リスク牛の検査というところですが、高リスク牛でちゃんと検査を行って、それでも発生がないというのは我が国の飼料規制がしっかりしている、ないしは、そのほかのBSE対策が極めてしっかりしているということのそれが証明になります。そのサーベイランスのために厚生労働省や農林水産省が検査をやっていく、それはちゃんと高リスク牛の検査が大事だよ今回の評価書案のところで最後に書いたということは、そういうような気持ちということではないかなとっております。

○熊谷委員 このBSEの問題を含めて、食品安全につきまして、やはりリスクコミュニケーションというのは非常に重要であるという認識は、今は大分、日本国内でも広がっていると思います。リスクコミュニケーションは要するに一方的に説明するということではなくて、双方向の意見交換というものが非常に重要になってきます。きょうもまさにそれなのです。

私どもの委員会も実はリスクコミュニケーションについては今までもずっと、どういうふうにするか、どういうふうに進めたらいいかということを検討してまいりまして、一番最近の検討としましては、リスクコミュニケーションに関するワーキンググループを立ち上げて、その取りまとめのものが、宣伝になりますけれども、私どものホームページから見えるようになっております。

私どもの活動としまして、やはり中学生とか小学生、若い人もターゲットにして、なる

べく若い人に対しては、特にきょうの話題からいきますと、BSEについて、もう今や忘れ去られつつありますので、そういうことも含めて双方向的な意見交換という形で、若い人にいろいろなことを知っていただくという活動も行っていますし、その他いろいろな手段でコミュニケーションを図っております。

ですから、私どもはリスク評価機関で科学的な食品の安全性というものにターゲットを絞っているわけですが、やはりマネジメントの部分につきましても、農水省、厚労省も昔に比べると大分その部分は改善されてきております。この方向で、もちろん国民の皆様方全員の御協力なくしてはリスクコミュニケーションは成り立ちませんので、そういう流れをつくってまいりたいと思っております。ちょっと全般的な話になりました。

○箴島リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。

ヨシダ先生、いかがでございましょうか。まだ何か。

○参加者A（北海道大学ヨシダ氏） ほかの方も皆さん、どうぞ。

○箴島リスクコミュニケーション官 ほかに御意見、御感想のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○参加者F 檜山家畜保健衛生所のヤマグチと申します。

本日は大変わかりやすい丁寧な御説明をありがとうございました。2001年に国内でBSEの牛が発生して以降、生産者の方々ですとか関係機関、団体の方々もBSE対策に対する不断の努力があったからこそ、今回この健康と畜牛の検査が廃止される段階というところまで乗り上げてきたのかなということで、先ほどのカワダ部長ではないですが、感慨深いものを感じております。

一方、BSE対策については引き続き行われていかなければならない部分がございます、私は特に先ほど来、議論になっている部分でもありますけれども、飼料規制をきちんとやっていくことと、SRMについては今回は評価の対象にはなっておりませんが、これは適切に除去するということが非常に重要なポイントになっているのではないかと考えております。この2つの対策の有効性とこれらの対策を継続する必要性について、今後ともリスク管理機関でもあります厚生労働省さんや農林水産省さんからも、生産者や消費者や関係機関、団体の皆様に対して情報の発信とともに、丁寧な説明を続けていただければと思っております。

先ほど来、熊谷先生もおっしゃられましたけれども、このBSEの問題については知らない世代がふえてきたとともに、若干その認識も薄くなっているというのは私も感じております。だからこそ、こういった部分での情報発信とコミュニケーションが必要になってくるのではないかと考えております。実は私は檜山管内から来ているのですけれども、ここが

国内最後の36例目の発生地でございます。現在この管内のと畜衛生を預かる身として、改めてお願いということでもさせていただきます。

○箴島リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。

予定した時間ですと5分くらいですので、あと、お一人あるいはお二人くらいになってしまうのですけれども、御意見あるいは御感想がございましたら。

○参加者G 北海道獣医師会のモリと申します。

きょうはわかりやすい説明をどうもありがとうございました。健康と畜牛の今回の見直しについて、獣医師の立場で発言をさせていただきたいと思います。今回、科学的なリスク分析を行っておりまして、見直しについては妥当なものと私たちは考えております。現在、北海道における獣医師の当直員というのは極めて今、欠員を抱えている状況でございます。非常に多忙だと伺っております。今回の見直しによって、この検査に携わっておられた獣医師の方々が、ほかの公衆衛生の分野にシフトすることが可能になるのではないかと期待をしております。このことによって、一大畜産基地である北海道の畜産物の安全・安心の確保により貢献できていくのではないかと期待をしているところでございます。感想です。

○箴島リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。

あと、お一人くらい、いかがでございましょうか。

○参加者H 日本全薬工業のノガミと申します。

リスクコミュニケーションということで要望というか、1点は今後もリスク牛についてはと畜検査の中においてもやられるという話がありました。同じそういう説明をされるのであれば、未知数になるかと思っておりますけれども、これまでの実績と今後やられるかもしれない予想数みたいなものを出しておいたほうがいいのかという感じがします。実績が仮にないのであれば、数が少ないのであれば、逆に生産に携わる方々がそういう食の安全を考えて、きちんとと畜場には健康牛を基本的に出すという形でやっているのだということが証明されるようなことになりましょうし、もしある程度の実績があるのならば、と畜検査員の方がしっかり検査をされているのだぞという、両方の面で意味がある話になるのではないかと思いますので、結果的には、内の中の話になるとは思っておりますけれども、コミュニケーションとしてはそういうところを出していかれたほうが理解しやすいのではないかと思いますところ1点。

もう一点、説明を聞いていて中身としては非常によくわかるのですけれども、皆さんもおっしゃっているような飼料規制についてが重要だったときにコミュニケーションの場でも、それをきちんと検証されているのだと。と畜を含めた検査がサーベイランスであれば、

そのサーベイランスの数字をある程度見せていただいたほうが理解しやすいかなと聞いていて思ったのです。飼料規制が大事だ、飼料規制をやったことでここまで来たのだというのは非常によくわかるのですけれども、これがこういうことで担保されているのですよということをちょっとだけでも、添付資料でもいいからあればいいのかなと思ったというのが感想です。以上です。

○川越係長 御感想をいただきまして、ありがとうございます。厚生労働省です。

厚生労働省におきまして、現在ですけれども、24か月齢以上の高リスク牛について検査をやってくれというお願いを各自治体のと畜検査員の皆様にしておりまして、数についてはプレスという形で毎月15日に厚生労働省のホームページで、全国でどれくらい検査をして、現在であれば、48か月齢超の牛はどれくらい検査をしており、24か月齢以上で、かつ、高リスク牛はどれ

くらい検査したというのを毎月載せております。引き続き皆様に何とかちゃんとお伝えできるような形でやっていきたいなと思っております。

2013年7月に健康牛のBSE検査については48か月齢超の検査にしたのですけれども、それ以降、生後24か月齢以上でいわゆる高リスク牛について検査している頭数は、先月分までなのですけれども、427頭です。BSEと判断できれば、そこでと畜禁止という措置を取りますが、ほかの病気の可能性もあるから、解体後にきちんとスクリーニングをしますとやっているのが427頭くらいございますので、ここについては引き続き、きちんと精密検査を行っていきたいと思っております。これについては、食品安全委員会からの正式な答申後にまた私たちもリスクミ等をやる予定としておりますので、御助言いただいたことをもとに御説明していきたいと思っております。

○箆島リスクコミュニケーション官 よろしいでしょうか。

それでは、予定した時間になってまいりましたので、これをもちまして、会のほうを終了させていただきたいと思っております。

本日の意見交換会が皆様の食品安全を理解する上でのお役に立てばと願っております。また、冒頭申し上げましたように、アンケートがございましたので、お帰りの際に提出のほうをよろしく願いいたします。

皆様、本当にどうもありがとうございました。